

建設発生土の処分場指定に関する要綱

平成16年10月 1日（制定）
平成21年12月22日（一部改正）
平成23年12月21日（一部改正）
平成28年 8月 3日（一部改正）
平成29年 4月19日（一部改正）

（目的）

第1条 この要綱は、和歌山県県土整備部が発注する公共事業から搬出される建設発生土の処分先として県が民間処分場を指定（以下「処分場の指定」という。）するに当たり、必要な手続き及び基準等を定めることにより、建設発生土の適正処理の推進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設発生土 建設工事に伴い副次的に得られた土砂等であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条1項に規定する廃棄物に該当しないものをいう。
- (2) 事業区域 処分事業を行う土地（進入路等を含む。）の区域をいう。
- (3) 最終処分 事業区域において建設発生土を受入れ、埋立て又は盛土等を行うことをいう。
- (4) 中間処分 事業区域において建設発生土を受入れ、保管、管理等を行い、他の事業に再利用又は処分することをいう。
- (5) 処分事業 最終処分又は中間処分を行う事業をいう。
- (6) 事業者 自ら処分事業を行う者でこの要綱に基づく処分場の指定を受けようとする者又は既に処分場の指定を受けた者をいう。

（適用範囲）

第3条 この要綱は、事業者が行う次の各号に該当する処分事業について適用する。

- (1) 和歌山県県土整備部が発注する公共事業から搬出される建設発生土を最終処分する事業
 - (2) 和歌山県県土整備部が発注する公共事業から搬出される建設発生土を中間処分する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱は、次に掲げる者が行う処分事業については適用しない。
- (1) 国及び地方公共団体
 - (2) 別に定める公共的団体

（事業者の責務）

第4条 事業者は、処分事業を施行するに当たり、事前に事業区域及び周辺地域の調査を十分行い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、処分事業の施行に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 3 事業者は、中間処分を施行するに当たり、事前にその利用先又は処分先において、適正に利用又は処分されることを確認するとともに必要な措置を講じなければならない。

（事前協議）

第5条 事業者は、処分場の指定を受けようとするときは、別に定める書類及び図面等を提出し、知事に事前協議しなければならない。

2 事前協議の有効期限は、事前協議終了通知日から原則1年以内とする。ただし、事業区域及び周辺地域の状況が事前協議時と著しく異なるときは、改めて協議しなければならない。

(処分場の指定)

第6条 前条第1項の事前協議を終了した事業者は、別に定める書類及び図面等を提出し、処分場の指定を受けなければならない。

2 知事は、前項の指定に当たり、必要な条件を付することができる。

(指定基準)

第7条 知事は、第6条1項の規定に基づく指定の申請があった場合において、次の各号に掲げる措置が講じられていると認められるときでなければ処分場の指定を行わないものとする。

- (1) 事業区域及び周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の機能や構造等に支障が生じないよう必要な措置がなされていること。
- (2) 騒音、振動、粉じん、水質汚濁、土壌汚染その他公害の発生防止について必要な措置がなされていること。
- (3) 溢水防止、土砂等の流出防止その他安全確保について必要な措置がなされていること。
- (4) 事業区域及び周辺地域における生活環境の保全について必要な措置がなされていること。
- (5) 法令等に基づく許可等が必要なものについては、事前に当該許可等を受けていること。
- (6) 技術的な基準は、別に定める建設発生土の処分場指定に係る技術基準（以下「技術基準」という。）によるものとする。

なお、事業者が提出した事業の内容が法令等の規定による許可に基づく場合はその基準によるものとするが、当該技術基準に基づき指導できるものとする。

- (7) 処分場が中間処分を行う場合は、当該中間処分場からの搬出先においても関係法令等が遵守されていること及び当該処分先が最終処分を行うときは、当該搬出先が前6号の規定に準拠していること。

(指定の変更)

第8条 第6条第1項の処分場の指定を受けた事業者は、当該指定に係る事項を変更しようとするときは、速やかに第5条第1項に規定する事前協議をしなければならない。

2 前項の事前協議の結果において、処分場の指定を受けなければならない場合は、第6条第1項を準用し、処分場の変更指定を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更をしたときは、その旨を速やかに知事に届けなければならない。

3 知事は、前項の指定に当たり、必要な条件を付することができる。

(事業の完了・廃止)

第9条 処分場の指定を受けた事業者は、事業を完了、または廃止するときは、遅滞なくその旨を別に定める書類及び図面等を提出し、届出を行わなければならない。

2 知事は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに第7条の指定基準に適合しているか確認を行い指定基準に適合していると確認した場合は、事業者に対し、指定の解除を行わなければならない。

3 知事は、第7条の指定基準に適合していない場合には、事業者に対し、改善を指示することができる。

(事業の休止)

第10条 処分場の指定を受けた事業者は、30日以上事業を休止するときは、遅滞なくその旨を別に定める様式により届出を行わなければならない。

(事業の再開)

第11条 処分場の指定を受けた事業者は、事業を再開するときは、遅滞なくその旨を別に定める様式により届出を行わなければならない。

(改善の指示)

第12条 知事は、第6条第2項若しくは第8条第3項の規定による当該処分場指定の際に付された条件又は第7条に規定する指定基準に違反して処分事業を施工しているときは、当該事業者に対し、改善を指示することができる。

(事業報告)

第13条 処分場の指定を受けた事業者は、年1回（毎年1月）、事業を完了または廃止するとき及び県から報告を求められた場合、知事に対して処分事業に係る状況について別に定める書類及び図面等を提出し、報告を行わなければならない。

(立入検査)

第14条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、指定を受けた事業者の事務所若しくは事業所又は事業区域内の土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問することができる。

2 事業者は、前項の規定による検査及び質問に協力しなければならない。

(指定の取消し)

第15条 知事は、次の各号に該当すると認めた場合は、事業者に対し、指定を取消しすることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、第6条第1項の規定による処分場の指定を受けた場合
- (2) 第12条に規定する改善の指示に従わず、第6条第2項若しくは第8条第3項の規定による当該処分場の指定の際に付された条件又は第7条に規定する指定基準に違反した場合
- (3) 第13条に違反した場合
- (4) 第14条第2項に違反した場合
- (5) 事業者又は役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）に、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が含まれる場合
- (6) 事業者又は役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員を利用した場合
- (7) 事業者又は役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えた場合
- (8) 事業者又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している場合
- (9) 事業者又は役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が(5)から(8)までのいずれかの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結した場合

(10) その他知事が必要と認める場合

2 知事は、前条により指定を取消した場合、同一事業者、又は実態が同一と認められる事業者の他の指定処分場を併せて指定の取消しを行うことができる。又、同一事業者若しくは実態が同一と認められる事業者からの新たな処分場の事前協議については、1年間受理しないものとする。